

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 吉田敬子

- 1 日時
令和元年 11 月 11 日（月曜日）
午後 1 時 22 分開会、午後 3 時 10 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
吉田敬子委員長、白澤勉副委員長、関根敏伸委員、五日市王委員、佐藤ケイ子委員、
佐々木茂光委員、武田哲委員、田村勝則委員、工藤勝博委員、高田一郎委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、千葉担当書記、鈴木併任書記、安藤併任書記、昆併任書記
- 6 説明のため出席した者
上田農林水産部長、佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長、
小岩技監兼農政担当技監兼県産米戦略室長、伊藤農村整備担当技監、
橋本林務担当技監、石田水産担当技監兼水産振興課総括課長、阿部漁港担当技監、
米谷農林水産企画室企画課長、山本農林水産企画室特命参事兼管理課長、
菊池団体指導課総括課長、藤代農業振興課総括課長、
菊池農業普及技術課総括課長、高橋農業普及技術課農業革新支援課長、
千葉農村建設課総括課長、菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、
菊池畜産課総括課長、高橋林業振興課総括課長、工藤森林整備課総括課長、
西島森林保全課総括課長、鎌田漁港漁村課総括課長、内藤漁港漁村課漁港課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
(1) 議案の審査
ア 議案第43号 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第3号）
第1条第2項第1表中
歳出 第6款 農林水産業費
第11款 災害復旧費
第2項 農林水産施設災害復旧費
第2条第2表中

2変更中 1、2

イ 議案第44号 令和元年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）

ウ 議案第45号 林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し
議決を求めることについて

9 議事の内容

○吉田敬子委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

議案第43号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費、第2項農林水産施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、2変更中1及び2、議案第44号令和元年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）並びに議案第45号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、以上3件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長 補正予算の説明に先立ちまして、台風第19号による農林水産業関係の被害状況等につきまして、お手元に配付いたしました資料、台風第19号に伴う農林水産部の対応状況についてに基づき御報告いたします。

11月8日金曜日午前6時現在になりますが、農林水産関係の合計被害額は約93億円となっております。

農業関係では、農業施設における上から四つ目の農業機械等の破損や、農作物等における下から二つ目の農作物等の冠水やリンゴの落果、農地・農業用施設における一番上の農地への土砂流入や畦畔崩落、水路等農業用施設の破損などにより、被害額は約18億3,000万円となっております。

林業関係では、林道や治山施設ののり面崩壊等や、2ページに参りまして、上から三つ目の林地荒廃における山腹崩壊などにより、被害額は約48億4,000万円となっております。

水産関係では、上から二つ目のサケ・マスふ化場等の浸水・破損や、定置網、サケ採捕場の破損等、カキ、ホタテ等の落下被害などにより、被害額は約12億円となっております。

漁港施設関係では、上から三つ目、漁港施設への土砂流入や、ケーソンの滑動などにより、被害額は約14億3,000万円、水産合計で約26億2,500万円となっております。

3ページをごらんください。県の対応状況につきましては、10月23日に開催された当委員会におきまして、(1)から(4)までを御説明しておりますので、(5)以降を御説明いたします。

県では現地の被害状況を踏まえ、10月23日及び29日に国に対し、農林水産基盤の早期復旧や被災農林漁業者の経営再建に向けた支援について要望いたしました。

(6)でございますが、農林水産省は10月25日及び11月7日に台風第19号による被災

農林漁業者への支援対策を公表いたしました。県といたしましては、国の支援対策を活用し、これから御審議いただきます岩手県一般会計補正予算に農林漁業者の早期経営再開や、農地・農業用施設、林道、水産業共同利用施設や漁港施設などの復旧等を支援する対策事業に要する経費を計上したところであり、引き続き被災地のニーズに対応しながら、早期の復旧、復興に全力を挙げてまいります。

それでは、農林水産部の補正予算議案につきまして御説明申し上げます。議案（その6）の冊子でございます。4ページをお開き願ひまして、議案第43号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第3号）であります。農林水産部の補正予算は、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額12億9,983万8,000円の増額と、5ページの11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費の補正予算額20億4,495万5,000円の増額を合わせまして、総額33億4,479万3,000円を増額しようとするものであります。今回の補正予算は、台風第19号により被害を受けた農林水産業施設等の復旧等に要する経費を計上しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明申し上げます。

予算に関する説明書の18ページをお開き願ひます。6款農林水産業費、1項農業費であります。まず、2目農業金融対策費の農業近代化資金利子補給は、農業近代化資金の貸し付けを行う農業協同組合などの融資機関に対して利子補給を行うものであり、4目農業振興費の説明欄二つ目、被災農業者緊急支援事業費は、被害を受けた農業者の早期営農再開に向けた農業施設や機械の整備、修繕等の支援に要する経費を計上するものであり、5目農作物対策費の農作物災害復旧対策事業費補助は、種苗のまき直しや牧草の流失等による代替粗飼料の確保に要する経費を増額しようとするものであります。

19ページに参りまして、3項農地費であります。3目農地防災事業費の団体営災害関連事業費補助は、農村公園など農村生活環境施設の早急な復旧等に要する経費を増額しようとするものであります。

20ページに参りまして、4項林業費であります。1目林業総務費の県有林事業特別会計繰出金は、当該特別会計の災害復旧の補正に伴い、一般会計からの繰出金を増額しようとするものであります。2目林業振興指導費の説明欄二つ目、林業成長産業化総合対策事業費補助は、木材加工流通施設等の早急な復旧整備に要する経費を増額しようとするものであります。4目造林費の森林整備事業費補助は、森林作業道等の早急な復旧等に要する経費を増額しようとするものであります。6目治山費の治山事業費は、荒廃森林の早急な復旧等に要する経費を増額しようとするものであります。

21ページに参りまして、7目林業技術センター費の管理運営費は、林木育種場の施設修繕に要する経費を増額しようとするものであります。

22ページに参りまして、5項水産業費であります。2目水産業振興費の水産業被災施設復旧整備事業費は、サケ・マスふ化場等の水産物共同利用施設の早急な復旧に要する経

費を計上するものであり、次の水産業復旧緊急支援対策事業費は、養殖施設等の水産物生産施設等の早急な復旧に要する経費を計上するものであります。

3 目水産業協同組合指導費の漁業近代化資金利子補給は、漁業近代化資金の貸し付けを行う融資機関である岩手県信用漁業協同組合連合会に対して利子補給を行うものであります。

31 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費であります。1 目農地及び農業用施設災害復旧費の団体営農地等災害復旧事業費補助は、農地及び農業用施設の早急な復旧等に要する経費を増額しようとするものであります。2 目林道災害復旧費の林道災害復旧事業費は、林道の早急な復旧に要する経費を増額しようとするものであります。3 目治山災害復旧費の県単独治山災害復旧事業費は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けない治山施設の災害復旧に要する経費を増額しようとするものであります。

32 ページに参りまして、4 目水産業用施設等災害復旧費ですが、水産業被災施設復旧整備事業費補助は、サケ・マスふ化場等の水産物共同利用施設の早急な復旧に要する経費を計上しようとするものであります。5 目漁業用施設災害復旧費の漁業用施設災害復旧事業費補助は、消波堤など漁業用施設の災害復旧に要する経費を増額しようとするものであります。6 目漁港災害復旧費の漁港災害復旧事業費は、護岸など漁港施設の災害復旧に要する経費を増額しようとするものであり、次の漁港関係災害関連事業費補助は、漁業集落排水施設などの災害復旧に要する経費を増額しようとするものであります。県単独漁港災害復旧事業費は、国庫負担法の適用を受けない漂着した立木や堆積土砂の撤去などの災害復旧に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その6）にお戻りいただきまして、7 ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の2変更の表であります。1の農業近代化資金及び2の漁業近代化資金の利子補給につきましては、台風第19号により被害を受けた農業者、漁業者等の営農、営業再開を支援するため、融資総額を増額することに伴う限度額の変更であります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。10 ページをお開き願います。議案第44号令和元年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,650万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,326万7,000円とするものであります。

11 ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正であります。歳入は歳出に伴う一般会計からの繰入金を増額補正であります。12 ページをお開き願います。歳出の2款災害復旧費は台風第19号により被害を受けた県有林施設の作業道の復旧等に要する経費を増額するものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。13 ページをお開き願います。議案

第 45 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは県単独治山事業につきまして、林業関係の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐藤ケイ子委員 予算に関する説明書の 18 ページの 4 目農業振興費ですけれども、被災農業者緊急支援事業で 1 億 3,100 万円余が計上されておりますが、補助率が 23 分の 16 となっている説明をお願いします。市町村負担や農業者負担、団体の負担など、いろいろな持ち出しがあると思いますけれども、内訳をお知らせいただきたいと思います。

災害復旧費であれば特別交付税などの措置がされるのかもしれないですが、この事業の一般財源については、国からの財政支援はあるものなのか。国庫支出金は記載されておりますけれども、一般財源には国の財政措置はあるものなのかをお聞きます。

それから、希望いわてでも久慈市から宮古市まで調査に行きました。重茂半島では大変な被害だと思って見てきました。山の小さな沢からすごく水があふれ出たため、道路が流されて、本当に大変な被害でありました。森林整備事業費補助は、森林管理事務所の持ち分がありますが、国有林、市町村管理の道路、県管理の河川など、さまざまな調整が必要になると思いますけれども、どのように調整するのか対応をお知らせいただきたいと思います。

森林から水があふれ出るという対応には、治山ダムが必要だと思うのですが、今回の災害における治山ダムの被害や新たな治山ダムの設置事例が発生するのかお知らせいただければと思います。

○藤代農業振興課総括課長 予算に関する説明書の 18 ページの被災農業者緊急支援事業費の補助率 23 分の 16 についてであります。この事業は被災した農業用施設や機械などを修繕する際などに補助するものでございます。また、農業共済に加入している場合と加入していない場合で補助率が変わってきます。予算に関する説明書作成時では、国は 10 分の 3 という補助率を設定していましたが、11 月 7 日付で新たな追加措置となりまして 10 分の 5 という補助率に変更しております。

制度を簡単に説明しますと、共済金がない場合は 10 分の 5 の補助となりましたが、10 分の 5 の残りの分を県と市町村、生産者で 3 分の 1 ずつ負担するという形でこれまでの災害でも対応しております。共済金がない場合は、全体で国が 10 分の 5 ですから 2 分の 1、あとは県と市町村で 6 分の 1 ずつの負担となりますので、国、県、市町村で 6 分の 5 という補助率となり、生産者の負担は 6 分の 1 となるのですが、パイプハウスなどで施設園芸共済に入っていると付保率があります。パイプハウスの補償率が 40%から 80%になっているのですが、これをもらった場合には半分国費が入っているので、それと合わせて国の補助金を半分にして、その上で算出するという考えがとられています。補助率に換算すると非常に難しくなるので、金額換算で御説明いたしますと、200 万円のパイプハウスで、

施設園芸共済を付保率 80%で加入しているとすると、共済金が 160 万円入ります。国が半分補助するとなっており、200 万円の半分は 100 万円となりますので、160 万円の共済金の半分である 80 万円にプラス 20 万円という考え方で、国費から 20 万円の補助が出ます。共済金と国の補助金で、合わせて 180 万円ですので、残りの 20 万円について、県と市町村と生産者で分けます。県で 6 万円、市町村で 6 万円を補助すると合計 192 万円となり、率に換算すると 96%ぐらいの補助率になりますので、記載する際には複雑な分数で示したものでございます。

○西島森林保全課総括課長 国有林あるいは民有林、県土整備部などの所管に対する事業の調整についての御質問でございます。今回の事案を幾つか御紹介いたしますと、宮古市重茂半島で、国有林と民有林にまたがった崩壊地がありました。そういったものについては、国に通報いたしまして、県と市町村を交えて、どういった形で復旧していくのか協議しております。

三陸鉄道の場合はいろいろなところが所管になりますが、どこが線路を直すのか、直した後で土砂が流入したところは治山事業あるいは砂防事業でやるのかといった調整は、連絡調整会議が設置され、それぞれの事業が持つ性格や採択要件等から優位なものをうまく張り合わせていくという形でやっております。

治山ダムの被害でございますけれども、ダム本体への被害はありませんでしたが、一部多量の水が上流から流れてまいりましたので、ダムの袖の部分コンクリートで隠して、脇の土砂が崩れない構造になっているのですけれども、そこが洗掘されるという被害が発生しております。その被害が 5 市町村 5 カ所ありまして、治山事業を施した山腹で少し崩れているところがございますので、今回災害復旧事業で補正予算計上し、御審議いただいているところでございます。

今回の災害による治山ダム設置計画についてでございますけれども、第一に、被害が著しく、緊急に対策が必要な箇所がございます。それについては、国庫補助事業の災害関連緊急治山事業を導入し、年度内の着手に向け 5 市町村 6 カ所、予算額 3 億 7,800 万円で計上しております。

また、国庫補助事業の場合、すぐそばの集落の住家が 10 戸以上であることや、復旧事業に要する費用が 600 万円を超えるものという採択要件がございます。それらに該当しないものについて 5 市町村 10 カ所ほどで被害が発生しておりますけれども、これらは県単独治山事業で速やかに対応しております。いわゆる県単独災害関連緊急治山事業で対応を予定しておりますし、緊急に対応した後、調査費で並行して調査をしながら、来年度当初予算の災害復旧治山事業で順次切れ目なく復旧していくということで対応していく考えでございます。

○佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長 今回の災害は、激甚災害の指定を受けております。通常の災害復旧国庫補助事業の場合、負担率は公共土木施設等でおおむね 6 割から 8 割程度、農地等で 8 割程度となりますが、激甚災害に指定されると国庫補助率のかさ上げ

措置がありまして、1割から2割程度で国庫補助率がかさ上げされることとなります。

一般財源でございますけれども、特別交付税の措置があります。災害を受けた段階で総務省からヒアリングを受けることになり、災害経費を総務部から報告することになっていると思うのですが、全国的な調整をして、最終的に特別交付税で県負担分を措置していただいていると承知しております。

○佐々木茂光委員 甚大な被害がここ何年続いております。皆さんも承知していると思うのですが、被災現場はやり場のない状態であります。平成28年台風第10号災害も含めて、徐々に復興してきた中で、農業、林業、水産関係の現場がまたここに来て完全に打ちのめされたような感じです。そこから立ち上がっていくための手だては急がなければならないのですが、さらに後押しする取り組みというか、目標を完全に見失ってしまっている状態であるので、復旧を進めながら、新しい農業、新しい林業、新しい水産業という少し先を見通せるような勇気づけというものを復旧、復興事業の中に取り入れていかないとならないと思っております。復旧、復興はされたけれども、これからどうすればいいのかという課題が常に出てきています。そういったことも踏み越えた形で災害の復旧、復興に当たっていただきたいと強く思うところなのですが、これからの復旧、復興に向けた意気込み、部長は現時点でどのようなことを考えられていますか。

○上田農林水産部長 本県の場合は、東日本大震災津波がありました。3年前には台風第10号災害も起きております。特に沿岸部の方々は二重、三重の被害であり、先行きに不安をお持ちの方がたくさんいらっしゃると思います。

災害復旧は現況をそのまま復旧するという考えが基本ではございますが、状況を酌んでいただいて、機能的にアップさせる、将来に向けて必要なものをあわせて整備できるような制度にしていきたいと考えております。先般、国に参りまして要望活動をさせていただきましたが、その際にも今置かれている状況を説明して、災害に二重、三重で見舞われたという本県の特殊事情も十分に話をした上で、単純な復旧ではなくて、もっと機能を付加して、将来に向けて希望のあるような施設制度をぜひ国でつくっていただきたいとお願いしてまいりました。それについては、非常に前向きなお答えを頂戴したところでございまして、私どもといたしましても、市町村あるいは現地の生産者の方々、団体の方々と一緒になって復旧に取り組んでまいります。大きな役割を果たすのは国の手助けでございまして、引き続き要望をさせていただきながら、一丸となって復旧、復興に取り組んでいきたいと存じます。

○佐々木茂光委員 復旧、復興の先がどうなるのか、みんな不安に引きずり込まれているのが現状なので、不安を取り除くためにも、何度も何度も被災地に足を運んでいただきたいと思っております。それにかかわる人たちと意見を交わしながら、意欲ある者をしっかりと引き戻すという考えで復旧、復興に取り組んでいただきたいと思っております。予算があるからできる、できないというのではなく、復興するところは全部やらなければならないので、できるところから手をかけていただく。お金は後からでも来るといふ思いで、被災地を速や

かに動かしていただきますようお願いいたします。

○**田村勝則委員** 何点かお聞きします。早急に予算化を図っていただいたり、国に陳情していただいたり、その対応については心から敬意を表します。

新聞にも出ておりますけれども、台風第 19 号災害では、土砂崩れなどを防ぐための柵や壁の損壊などは今回の補正予算における災害復旧事業の対象になっているのか。

また、シイタケのほだ木の流失などの林産物の被害もありますが、被害に対する支援策をお聞きします。

これからいろいろな工事を発注していくわけですけれども、平成 28 年台風第 10 号災害のときには施工者の確保が困難をきわめたり、時間がかかったりして、整備が迅速に進まなかったことがあります。平成 28 年台風第 10 号災害に係る復旧工事の進捗状況はどのようになっているのかあわせてお聞きしたいと思います。速やかに施工、スピーディーに事業を進めていただくように参考までにお聞きします。

林道なども含めてさらにバージョンアップしていくこと、それこそ林道強靱化に向けて取り組むべきと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

さかのぼりますが、釜石市の林野火災の対応状況についてはどのようになっているか、あわせてお聞きいたします。

水産関係ですが、津軽石川のサケの施設等が被害を受けたわけですけれども、そのほかの県内のサケの遡上にかかわる川の被害状況と対策についてもお伺いいたします。

○**西島森林保全課総括課長** 岩泉町内の林道における復旧工事の進捗状況と、林道の災害復旧を超えた部分、強靱化に向けた考え方についての 2 点についてお答えさせていただきます。

岩泉町における平成 28 年台風第 10 号の復旧状況でございますけれども、令和元年 9 月末時点で、県、市町村工事の合計で 330 カ所のうち 288 カ所が完成し、完成率は 87% となっております。岩泉町の場合は、非常に大きな被害でございましたが、今回の被害と比較いたしますと、平成 28 年台風第 10 号における林道被害箇所は 1,691 カ所ありました。それに対しまして今回は 721 カ所ということで、量的には少なくなっております。しかし、下請業者の確保、生コンクリートなどの資材確保では、大変苦勞いたしました。そういった教訓を忘れずに、関係協会や市町村と連携をとりながら、工事を仕上げていくように努力してまいります。

林道の強靱化というお話ですけれども、これから災害査定が始まります。災害査定につきましては、東北財務局や林野庁と調整しており、順調にいけば 12 月 16 日から 1 月 10 日にかけて被災市町村に入る予定で、災害査定に向けて市町村と県が一体となって準備を進めているところです。例えば路線ですが、45 路線 87 カ所、8 億 9,000 万円ほどの査定額を見込んでおります。原形の復旧をきちんとやって、さらにのり面や林道の線形、排水施設について、必要なところを国土強靱化の考えに基づき、市町村の考えもよく聞いて直していく。時間はかかりますが、順序立ててやっていきたいと考えております。

○高橋林業振興課総括課長 シイタケ等特用林産物の御説明をさせていただきます。

特用林産施設でございますけれども、田野畑村や普代村、久慈市におきまして、シイタケの乾燥機や運搬車の浸水被害がございます。宮古市では、ほだ場内施設の散水用ホースなどの流失が報告されております。

木炭関係の特用林産物は、倉庫に置いていた木炭の浸水、製炭や窯の中にあつた木炭の浸水といった被害が報告されております。

御指摘がありましたほだ木ですけれども、宮古市、山田町でシイタケほだ木が流失したという報告が来ております。補正予算では、特用林産施設の乾燥機等の整備につきまして計上させていただいておりますが、シイタケほだ木につきましては回収が可能でございましたので、生産者、市町村、広域振興局等が中心になりまして、自力復旧を進めているという状況です。

○工藤森林整備課総括課長 釜石市の林野火災でございますけれども、被災した焼失面積は400ヘクタールを超える面積であり、うち人工林である250ヘクタールほど復旧したところでございます。昨年度は40ヘクタール、今年度は80ヘクタールほどの造林をしている中で被災しました。現時点で釜石市の林野火災で被災した面積は、大体18ヘクタールを超える面積となり、現在森林整備事業を使いながら、所有者の意向を確認しながら復旧に取り組もうとしているところでございます。

○西島森林保全課総括課長 土砂崩れを防ぐ柵や壁についてでございますが、治山の考え方から御説明させていただきます。

民有地前の人家について、時として土砂崩壊の恐れがあります。その状況を見まして擁壁やブロックを積みますが、前提として治山事業として対応できるものかどうかという判断をいたします。そういう前提で、山の部分のブロック積み、擁壁工、場合によっては簡易なのり面工といったもので対応しております。

具体的な事業といたしますと、県単独治山事業の中に崩壊地復旧工事がございます。例えば人家が2戸以上あること、公共施設等があること、あるいは県単独事業費が10万円以上など要件をクリアできるものであれば、柔軟に相談に応じていきたいと考えております。

○石田水産担当技監兼水産振興課総括課長 サケの河川捕獲場でございますけれども、台風第19号災害で15河川、15施設が被災しております。このうち11月5日までに14施設が応急復旧を果たして、サケの捕獲を開始しています。1カ所がまだ復旧していませんが、今月中の復旧をめどに鋭意努力しているところでございます。

○田村勝則委員 土砂崩れを防ぐ柵や壁ですが、お聞きしたのは今回の補正予算に入っているかということで、答弁を聞くと入っていないということですのでよろしいですか。

○西島森林保全課総括課長 今回の補正予算は、復旧という観点で計上させていただきました。予防的なものにつきましては、別途県単独治山事業の中の崩壊地復旧工事に対応していく考えであり、まずは復旧することを考えています。

加えて、県土整備部所管のものがございますので、私からは詳細について御説明ができ

ませんが、県土整備部と協力してやってまいりたいと思います。

○**田村勝則委員** もう一度お聞きしますけれども、冬期に入っていくわけですので、施工者の確保等の見通しについてはいかがでしょうか。

○**西島森林保全課総括課長** 平成 28 年台風第 10 号の教訓ということだと思いますけれども、沿岸地、特に岩泉町の周辺は業者の確保が厳しいところがございます。平成 28 年台風第 10 号災害からの復旧工事における最後の仕上げ段階では、去年ほど逼迫した状況はないことから、市町村などと連携して進捗管理など、丁寧に対応していきたいと考えております。

○**田村勝則委員** 被害を受けた地区、あるいはその施設等にかかわる方々は、本当に深刻な状況だということは御存じのとおりであると思います。被災者に寄り添っていただきながら、速やかに事業化を図り、スピードを持って予算を執行していただくように心からお願いして終わります。

○**白澤勉委員** 私から 3 点ほど聞きたいと思いますが、今回の補正予算案は、台風第 19 号災害に関連しているものという理解でよろしいのか確認させてください。

○**佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長** 台風第 19 号災害関連ということになります。

○**白澤勉委員** それでは、例えば 2 目農業金融対策費の農業近代化資金利子補給の 43 万円や生物工学研究所管理運営費の 27 万 1 千円が台風第 19 号災害とどう関連しているのか教えていただけますか。

○**菊池団体指導課総括課長** 予算に関する説明書の 18 ページ 2 目農業金融対策費の農業近代化資金利子補給で 43 万円を計上しておりますが、これは今回の災害で例えば建物や運転資金、農機具などを購入するものでございます。11 月と 12 月分の 2 カ月分の利子補給でありまして、半年に 1 回利子補給しておりますので、来年 1 月以降分の利子補給は含まれておりません。貸付枠は、今回の利子補給により 2 億円に拡大することになります。

○**米谷企画課長** 生物工学研究所管理運営費ですけれども、生物工学研究所も台風第 19 号災害で修繕が必要な箇所が出ましたので、それに係るものでございます。

○**白澤勉委員** 今回の台風第 19 号災害における農林水産関係の合計被害額は、約 93 億円ということで、林業が 5 割、そして農業関係で 2 割、水産関係で 3 割という被害が出ているのですけれども、今回の補正予算で、どの程度カバーできるのか。林道の路線箇所など、今回の補正予算で、対応するものは全て報告されているのか伺います。

○**佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長** 被害額は各所から報告が来ております。それに対応する国の支援策等と県対応分を、現時点で想定される分で予算計上しているところでございます。これから被害の状況が明らかになり、被害額がさらに積み上がった場合や事業を執行していく上で不足が出た場合は、後の予算補正等に対応していく考えでございます。

○**白澤勉委員** 予算に関する説明書の 31 ページで農林水産施設災害復旧費、農地及び農業用施設、林道、治山などの災害復旧費が計上されています。例えば農地及び農業用地施

設災害復旧費は補正額 3 億 7,200 万円余、林道災害復旧費 8 億 9,000 万円余などと計上されていますけれども、どの程度の路線や箇所を予定しているのか教えていただけますか。

○千葉農村建設課総括課長 農地被害の算定でございますけれども、県内の農地被害は全体で 761 カ所、115 ヘクタールほどになっております。小規模な被害が多いという報告を受けておりまして、国の災害復旧費を導入する要件に該当するものとしたしましては、従来の災害と同程度の災害規模から判定いたしまして、大体 3 分の 1 程度は該当になると検討を進めております。これから災害査定申請が提出されてまいります、状況に応じて対応していきたいと考えております。

○西島森林保全課総括課長 林道災害復旧費でございますけれども、21 市町村 248 路線 721 カ所で被害が出ております。45 路線 87 カ所の約 8 億 9,000 万円分が国の林道施設災害復旧事業の対象となるものとして申請しています。現在精査中であり、数字は少し動くと考えております。

農村建設課総括課長が答弁したとおり、1 カ所の工事費が 40 万円未満の小規模な災害復旧となると、国の林道施設災害復旧事業の対象とはならないため、各市町村で復旧することになります。今回激甚災害に指定されたことで、1 カ所の工事費が 13 万円以上 40 万円未満の小規模な災害復旧についても地方財政措置を伴う起債の対象になりました。その活用を市町村に情報提供し、通常の維持補修で行う場合もございますので、市町村の考え方を尊重しながら、県として支援できるものはしっかりやっていきたいと考えています。

治山災害復旧費でございますけれども、先ほど答弁申し上げましたとおり、まずは学校施設、病院、宿泊施設など、次に大雨があったときなどに被害が出た場合に大変なところに対して災害関連緊急治山事業を導入しまして、国庫補助事業で対応できないものは県単独治山事業で並行して行います。さらに調査を行いながら、来年度順番立てていくことを考えております。

○白澤勉委員 災害査定は、林道は 12 月 16 日から 1 月 10 日というお話がありましたけれども、土地改良など、ほかの災害査定スケジュールはどのような動きになっていくのか。そして、現場では設計や建設コンサルタントなどが夜遅くまでやっていると思うので、そこら辺の体制は、どのような状況になっているのか。今後のスケジュールを教えてくださいたいと思います。

○千葉農村建設課総括課長 土地改良関係に係る災害査定の今後のスケジュールでございますが、12 月 2 日から 4 週間にわたりまして、9 班体制で査定に臨むということで、国とも調整を進めているところです。

それから、各現地における職員体制に加え、支援でございますけれども、災害復旧については市町村で対応することになっております。市町村に対する設計等の支援については、岩手県土地改良事業団体連合会と市町村の間で災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定の締結に取り組んでおります。内容といたしましては、被害の状況や災害査定的设计に当たっての指導支援といった協定を締結しておりまして、今回もこの協

定を活用して岩手県土地改良事業団体連合会から各建設コンサルタントへ声がけをしていただいで取り組んでいるところでございます。

○**鎌田漁港漁村課総括課長** 漁港関係施設の災害査定申請ですけれども、12月9日より1週間の予定で実施いただくことしております。今回の災害査定ですが、県では2カ所で申請窓口を行うこととしております。または、市町村も窓口となっており、箇所数が多いことから、現地機関の職員は市町村の支援に当たるということで取り組んでおります。

○**白澤勉委員** 災害が起きて、災害査定の準備などで職員や建設コンサルタントも含めて、人材がない中で欠員が出ている。こういった職員体制は農林水産部としても、総務部に強く働きかけすることが私は大事だと思うのです。危機管理体制においても、ある業務がストップしてしまう、休止してしまうのではなく、何を優先的にやるのか災害復旧業務については遠慮なくやっていただきたい。

未来を見据えた基盤整備、災害復旧といった対応をしていくということでありました。特に土地改良施設において、施設の老朽化も大分進んでいる中で災害が起きているので、やはり土地改良施設に対する強靱化もにらんで進めていただきたいと思いますが、所感をお願いします。

シイタケ原木や特用林産物施設の話がありました。ほだ木の供給について、ただでさえ原木価格が高騰し、いろいろと逼迫している中なので対策を考えなければいけないと思っておりますが、所感を聞いて終わりたいと思います。

○**千葉農村建設課総括課長** 土地改良施設の強靱化についての所感ということでございますけれども、委員がおっしゃるとおり、農業水利施設等の老朽化が進行しているというのは、大きな課題と捉えております。農業水利関係における5年ぐらいの補修計画を毎年度見直して、限られた予算の中で老朽の度合いによって優先順位をつけながら計画的に改修を進めております。特に土地改良施設維持管理適正化事業、それから岩手県基幹水利施設ストックマネジメント事業という老朽化に対応した事業がありますので、いろいろと組み合わせをしながら対応してまいりたいと考えております。

○**高橋林業振興課総括課長** シイタケ原木の確保でございますけれども、県といたしましては、これまでもシイタケ原木供給対策会議を開催しまして、原木生産者とシイタケ生産者の間に入りまして、安定的な供給に向けて調整をしてきたところでございます。特に県南部では、シイタケ原木の供給が不足しておりますので、先般も秋田県森林組合連合会や森林管理局などにも原木の供給についてお願いに上がったところでございます。さまざまな方法を駆使しまして、県内のシイタケ原木の供給について、台風第19号災害に関しまして支障が生じないようにつぶさに注視していくとともに、必要な対策を立てていきたいと考えております。

○**武田哲委員** まず、農作物に関してですけれども、減反に係る冠水と稲の倒伏については、水につかって当たり前という考え方があります。早く排水ができるような技術的な指導等しっかりと充実していただきたいと思っています。そうすることによって、被害が低

減されることも考えられると思いますので、技術普及をお願いしたいということです。

リンゴやビニールハウスですが、以前では考えられないような強風が吹いたりしますので、どういった暴風対策が考えられるのか。強度があるものではなくて、安価にできる暴風対策の技術開発の調査、研究をお願いしたいと思っております。

被害の状況を見て、一番被害額が多いのは山腹崩壊ですが、流出した山や土砂等はどんな状況なのでしょう。住宅などの人々の生活に近いところはよく見るのですが、山に入って見ることはできません。これから雪が降り、春の雪解けがありますが、新たな土砂災害等起きないか、危険箇所の再点検が必要になってくると思います。災害査定は12月16日から1月10日ということですが、雪解け水などによる二次災害等が起きないように点検していただきたいと思っております。

山腹崩壊等さまざまな災害で、新しい砂防ダムをつくる必要が出てきたのでしょうか。あと、砂防ダムを埋めてしまった箇所があると思いますので、原状復旧も含め、完了はいつごろになるのかをお伺いします。要望に関しては、お答えいただかなくて結構です。

○高橋農業革新支援課長 水田の排水対策というお話がありました。大雨が降りますと多くの被害が出るという場合もございますので、農作物技術情報の号外を発行し、台風第19号に関する事後対策を掲載しました。排水路の確保などの声かけをしておりますし、また暗渠もさまざまな方法がございますので、いろいろ組み合わせながら排水対策をしっかりと行っていくことは、技術開発も含めて進めてまいりたいと思っております。

また、主にリンゴですが、落果が多かったということで、防風ネットや支柱を基本的な技術として励行しているところでございます。コストがあまりかからない方法でございしますが、新しい技術でジョイント栽培という、木と木をつなぎ合わせて、風に強く、揺れが少ない樹形の技術開発を進めておりますので、今後の災害対策に努めてまいりたいと思います。

○菊池農産園芸課総括課長 次年度に向けた支援ですが、農作物災害復旧対策事業において台風等で被害を受けた作物の被害軽減、今後の生育回復等の取り組みを行うこととしております。例えば病虫害防除対策として、緊急的に散布する薬剤への助成や、甚大な被害を受けたため今後の収穫が見込めなくなった場合の当該作物のまき直し、代替作物の作付、被害を受けた作物の生育を回復するため、通常管理に追加して施肥等を行う場合の肥料代等の助成をしております。現在は、要望調査をしているところでございます。

○西島森林保全課総括課長 山腹崩壊地の土砂堆積への対策についてですが、下流に人家や公共施設等がある危険な場所などの、緊急に対策ができないところについては、当該年度に実施する国庫補助事業である災害関連緊急対策事業で緊急処理いたします。それから、国庫補助事業の対象にならないものにつきましては、県単独治山事業の災害関連緊急対策事業ということで、手だてを講じていきます。

新しい砂防ダムについてですが、先ほど申しましたように、まずは災害関連緊急対策事業の県単独治山事業で整備し、そして来年度から崩壊地等の優先順位をつけまして、復旧

治山事業を導入していきます。

さらに、今回の災害において治山施設を点検したところ、土砂等が異常堆積したため、しゅんせつが必要な治山施設がありました。そういったものが5市町村で7カ所ございます。治山流路工の土砂の撤去やダム周辺の土砂の撤去など治山施設の機能が発揮できる手当てを講じるつもりでおります。また、現在1万7,327カ所ほどの治山施設の点検を実施しております。

○**武田哲委員** 沿岸部を歩いて、被害の大きさに驚いたのですが、東日本大震災津波の復興のためにいらっしゃった業者の方々が出たからこそ、早い復旧準備ができたと思っています。そして、被害軽減のためにいろいろな業者の方々が一生懸命動いている姿を見ました。

見直さなければならないのは、こういった大きな災害時にどういった対応をしていくのかと、土木関係業者とどういう関係性をつくっていくかだと思います。東日本大震災津波からの復旧工事のために現場にいる人たちがいなければ、どういう状況になったのかと想定しながら今後の対応をもう一度見直していただきたいと感じました。水産業は災害が起こると二重、三重苦となりやすいです。今後しっかりと検証していただきたいと思います。所感をお伺いして最後にいたします。

○**阿部漁港担当技監** 東日本大震災津波では、沿岸地域は壊滅的な被害を受けました。行政、漁業者、それから地域の方々は、一体となって復旧を進めてきましたが、委員がおっしゃるとおり、今は復旧作業に携わる業者がおりますけれども、いなくなれば復旧のスピードがおくれる可能性は多分にあると思っています。このような状況を踏まえまして、岩手県の漁港の復旧や水産関係施設を請け負っている岩手県漁港建設協会というところがありますが、岩手県と協定を結びまして、緊急的に動いてもらう手だてをつくっております。それ以外にも、岩手県建設業協会と協定を結んでおりますので、今後災害が生じたときには対応してまいりたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 台風第19号災害について、農業施設等の被害件数は486件ですけれども、この486件のうち、農家の件数はわかるのでしょうか。そして被害額は1億450万円となっていますが、被災農業者緊急支援事業費補助は1億3,120万円となっています。この配分というか、中身についてお聞きします。

○**米谷企画課長** 農業施設関係に係る補助金の内訳かと思いますが、農家戸数につきましては、まとまっておりません。

○**藤代農業振興課総括課長** 今回の被災農業者緊急支援事業費補助に係る補正予算額1億3,120万円と農業施設費の被害額1億450万円との関係というお話ですが、被害額については調査中でございます。また、今回の補正予算は国費と県費分を計上するものでございますが、それ以外は市町村、あるいは生産者が負担していただくということになります。今回の補正予算額1億3,120万円は、被害額で言いますと2億6,000万円相当までカバーできるぐらいの予算となりますので、調査が進み、さらに被害が膨れた場合を想定し、提

案させていただいたものでございます。

○**工藤勝博委員** 農家数はわからないという答弁ですけれども、被害を受けた生産者から、ビニールハウスが飛ばされた、田んぼに水が流れてきて稲が倒れたという報告から件数が出てきていると理解しているのですが、農家数がわからないということは、市町村の調査件数なのでしょうか。

○**米谷企画課長** 農業関係の被害調査につきましては、市町村から県に報告が上がってくることになっています。市町村報告は、何々の機械が何台被害を受けたということや、農作物は何ヘクタールでどの程度の被害があったという報告になりますので、申しわけありませんが、被害農家戸数までは、把握していなかったものでございます。

○**工藤勝博委員** 農作物もかなりの被害ですけれども、10月に収穫を迎えたもの、リンゴのように、これから収穫を迎えるものもありますが、そういうのは共済に加入している品目です。農家にどれだけ被害があつて、当然被害があれば申告を出すのだけれども、実数を把握しないと、大ざっぱな被害額だと感じます。そして、共済金でも農家は頼りにしなければならぬのです。それらも含めて、営農再開に向けた場合、速やかに対策を打たないとはいっきりしないと思う。その辺はどうするのですか。

○**菊池団体指導課総括課長** 岩手県農業共済組合の共済金でございますけれども、できるだけ早期に共済金を支払うことができるように話をすすめておりますが、現在被害額については調査中でございます。

現時点で宮古市などの沿岸北部の水稲や大豆が、著しく減少していることは把握しており、件数はまだはっきりしないのですけれども、11月中には共済金を仮渡しできる予定であります。リンゴについても、通常は、来年2月ぐらいの支払いなのですが、被害の大きかったところに対して仮渡しできるか検討中でございます。

○**工藤勝博委員** 特に被害の大きかった農家は、この際農業をやめるという方も出てくると思うのです。報道でも、千葉県や栃木県の関東地方では、年齢的にもこの際一切やめたという方も出てきていました。やはり一戸一戸きちんと精査しないと、これからの対策、対応がうまくいかないと思いますけれども、今後の課題としてどのようにやっていくかお聞きします。

今は収入保険制度もありますが、対象にならない人たちがたくさんいると思います。今回の台風第19号災害の場合は、沿岸から県南地域が特に被害が大きいので、その辺の対応を含めながらお聞きします。

○**藤代農業振興課総括課長** 農業施設の被害件数は486件で、被害金額が1億450万円となっておりますが、例えばトラクターと作業機が冠水してしまったという場合は、トラクターと作業機をそれぞれカウントしており、農家件数となると、集計の仕方が違いますので、数字を持ち合わせておりません。被害金額を積み上げて、補正予算に盛り込んでおりますので、これから市町村を通じて被害を受けた農家の方に要望調査をしまして、早急に機械の修繕あるいは新しい機械を購入するといった対応に移行していくものでございます。

○**工藤勝博委員** 今年の収穫はほぼ終わったと思うので、来年の営農計画を立てる農家にとって大事なことだと思います。今まで使っていた機械が使えなくなるとなれば、相当な負担もかかるし、それらを軽減する意味でもしっかりと、支援を希望される農家に頼りになるような制度にしていきたいと思います。

○**高田一郎委員** 今回の台風第 19 号災害は、9 月定例会開会中に起きました。大変な状況の中で、9 月定例会中に約 200 億円という補正予算を提案し、上田部長も水産庁を訪問するなど、本当に迅速、機敏な対応をしたと思います。

しかし、今回提案された補正予算は、実態調査を踏まえた現時点での緊急的な対応ということで、これからも対応しなければならぬし、財政的にも必要だと思います。政府の支援策を見ても、予備費を活用して 1,361 億円の対策パッケージを決定しました。岩手県が約 200 億円の補正予算を計上したのに、余りにも少ないのではないかと思います。引き続き国に対し、しっかりと支援を求めつつ、この機会に営農を断念するような状況ではなくて、頑張ろうと思えるような支援策を要望しておきます。

被害の実態把握を行って、災害査定を迅速に行うことが大事だと思います。先ほど災害査定は農地関係が 12 月 2 日から 4 週間ということですから、年内には終わる計算です。それから、林業関係は 1 月 10 日、漁業関係は 12 月というお話がありました。では、市町村の災害査定はどうかということ。県の災害対策本部の資料を見ると、市町村から人的支援要請はありますが、その要請に応えられない状況になっていると思います。市町村の災害査定はどうかということ。もう一つは管内に 33 カ所の経営相談窓口を設けたという説明をいただきました。被害に遭われた方々にはそれほど知られていないと思うのですが、PR はされているのかどうか。10 月 15 日から設置されていますが、どのような相談が寄せられているのか、何か集計されているのでしょうか。

○**千葉農村建設課総括課長** 農地、農業用施設の被害についてでございますけれども、市町村が災害査定申請をすることになってまいります。したがって、まずは災害査定に向けて市町村と 9 班体制を組んで、対応していくということになります。

それから、国庫補助事業対象にならないもの、先ほど森林保全課総括課長が申し上げたものと同様であります。農地等の小災害復旧事業と、市町村による起債を活用した小規模な災害への対応ということになります。こちらについては、順次市町村で対応していくということになりますけれども、そちらの対応については、今後情報収集をしてまいりたいと考えております。今の段階では把握していない状況でございます。

○**西島森林保全課総括課長** 市町村の林道の災害査定でございますけれども、林道につきましても農地と同様、完成後は市町村が管理することになります。今回の災害では、1 路線だけ県管理林道がありましたが、大部分は市町村管理林道でございますので、先ほど申しました日程で市町村とも調整しながら、測量、設計して、災害査定申請書類の作成と、現地機関の職員と一緒に、連携して対応していくことで準備を進めているところでございます。

○鎌田漁港漁村課総括課長 漁港関係施設ですが、先ほども申し上げましたが、12月9日から1週間の予定でありまして、市町村の災害査定申請もあわせて行う予定であります。漁港関係も現地機関の職員が市町村の支援に当たりまして、スムーズに災害査定申請を行うよう取り組んでいるところでございます。

○米谷企画課長 10月15日に経営相談窓口を県内33カ所に設置し、11月11日現在で7件の相談がございました。相談内容につきましては、圃場や用水路へ土砂が流入したということで、どのように対応したらいいのか、あるいは農業用機械が水没してしまったので、どういう支援策があるのかといった内容です。

PR及び周知については、新聞やマスコミ等の取材があるたびに紹介、報道していただくように努めたところでございます。県ホームページにも経営相談窓口を設置したと掲載しております。

○高田一郎委員 被害の実態からすれば、まだまだ相談が少ないと思いますので、被害に遭われた方々に対する具体的な情報提供を行って、きめ細かな支援を行っていただきたいと思います。災害査定については市町村をしっかりと支援して、急いで対応できるようにお願いしたいと思います。

被災農業者緊急支援事業費ですが、先ほど説明があったように、農業施設や機械の整備、修繕に対しての経費を支援するということなのですが、全ての被災者が支援を受けられるということなのでしょうか。農業共済組合に加入している方と加入していない方では、支援の内容が違うという説明もありましたが、農機具や農業施設の被害に遭われた農家が全て対象となる事業なのかお聞きします。

○藤代農業振興課総括課長 被災農業者緊急支援対策事業費については、先ほど申し上げましたとおり、パイプハウスについては、園芸施設共済に加入している、加入していないということで補助率の差は生じますが、それ以外の建物や農業機械については、共済は適用になりませんので、同じ補助率で対象になるというものです。被災された方に市町村が罹災証明を発行した場合は、全て対象になるものでございます。

○高田一郎委員 被災している全ての方が希望すれば、対応するというところで理解していいですね。調べてみますと、強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用して、支援するものだと思います。国のメニューは、人・農地プランに位置づけられている担い手やこの機会に規模拡大をした方に対する交付金だと思うのです。本当に機械が壊れた、パイプハウスが壊れたという全ての被災者が対象になるということなのですか。

○藤代農業振興課総括課長 委員の御指摘については、国の支援策が11月7日に10分の3という補助率から10分の5に変更になりましたが、補助率10分の5が対象となる方は中心経営体の方であるという注釈はございますが、それ以外の方についての注釈はありませんので、補助率が10分の3という適用はあるものと捉えています。

○高田一郎委員 いずれ全ての被災者が利用できる制度だということでは理解していいですね。

農作物災害復旧対策事業費補助について伺います。今回の被害の状況を見ますと、農作物については現時点で3億5,509万円の被害額です。そのうち一番多いのが果樹、リンゴの落果、倒木となっています。国の対策パッケージを見ますと、河川の氾濫により浸水被害、あるいは泥をかぶった園地は改植など長期的な支援を受けられるというメニューですが、今回の被害は主に内陸部となっているので、これらのメニューは該当しないと思うのです。国の対策パッケージは、岩手県の対象になるのかお伺いします。

○**菊池農産園芸課総括課長** 国の対策パッケージであります。11月7日に追加対策分が明らかになりました。

新聞報道や農林水産省のホームページを見る限りでは、被害内容を十分把握できているとは言えません。きょう東北ブロックの担当者会議が仙台市で開催されており、担当者が話を聞いているところでございます。新聞報道では、果樹被害で改植する場合は10アール当たり最高150万円の支援がされるということでございます。リンゴの木の改植は、倒木や木が折れた場合になるのですが、きょうの被害報告を見ますとリンゴの果実の落下はあるのですけれども、倒木は余り多くないと伺っております。

国の対策パッケージでは、改植する場合、矮化栽培をいたしますが、現在は10アール当たり100本程度に矮化栽培します。それに対し、10アール当たり300本という密植栽培をする場合は、53万円の支援をするといったことや、改植するに当たって違う土地に移動して、新たに始める場合に52万円支援するといったものが補助の大枠を占めております。県内被害農家の状況が合致するかまだ不透明でございますので、今後国の事業内容が明らかになった際に改めて要望調査しようと考えております。

農作物災害復旧対策事業費でございますけれども、リンゴの落果についての支援は、木が弱った場合に防除することや、追加の施肥をするといったものになります。農作物災害復旧対策事業は県が農業協同組合等の団体などの事業をする際に、市町村が当該経費の3分の2に相当する額以上を補助する場合には、県が市町村に対して3分の1を上限に補助するという間接補助事業となります。要件の中には二つ以上の市町村における農作物の被害額が1億円以上の場合、または、被害率31%以上の被害を受けた農作物についてが対象となるのですが、まき直し、改植、代替作物の対策にあつては71%の被害があつた場合といった要件がございます。さらには、補助金交付要綱に、交付される県の補助金の見込み額が1市町村1作物当たり15万円以上の場合、かつ1市町村における県の補助金の見込み額が30万円以上となる場合という要件もございまして、要望調査した上で該当になるか見きわめてまいりたいと思っております。

○**高田一郎委員** 岩手県の果樹被害の実態からすると、かなりハードルが高いと感じましたが、きょう具体的に対策内容が明らかになると思いますので、被災した果樹農家の実態を踏まえて、しっかりと対応していただきたいと思っております。

最後に、上田部長にお聞きしますが、知事の台風第19号災害の政府要望の後に、上田部長がみずから農林水産省を訪れて要望したということですが、改めて要望内容と、

なぜ単独で要望したのか、政府の対応を聞いて終わります。

○上田農林水産部長 10月29日に開会中ではありましたが、農林水産省に可能な限り直接お会いしてということで要望いたしました。農業関係では生産局長とお会いできました。今の被害の実態等で特に気にしていらっしゃったのはリンゴの被害でありまして、どのような支援策ができるか検討中だという話がありました。

林野庁長官には、非常に短い時間ですが話をいたしました。今回の災害については、岩手県でも林野関係の被害が非常に大きいということは認識がありまして、可能な限り何でもやりたいと思うし、考えているという話でございます。

水産関係でございますが、林野庁長官のほかに関係課長も同席していただいて、水産庁長官室で話ことができました。その中では、共同利用施設の被害、サケ・マスのふ化場、収納庫の被害は後の影響が大きいですし、二重被害でございましたので、お話をさせていただきました。災害復旧事業となりますと原状復旧が原則になりますが、運用の柔軟化と既存の補助事業を災害復旧用に使いやすく、中身も充実させていただきたいとお願いしてまいりました。特に水産に関しては、全国で被害が出ているけれども、その中でも岩手県の水産関係の被害は非常に大きいという認識を持っておられました。水産庁の調査で被害額は、全国で97億円と押さえていました。そのうち、岩手県は25億円でありますので、全国で4分の1の被害が本県に集中したという状況だと思います。

東日本大震災津波、平成28年台風第10号災害の被害を受けたところが二重に災害を受けているという事情はよく理解したということです。これからいろいろと制度を考えたいと思っているし、岩手県からの要望内容を踏まえて、制度設計をしていきたい、力になるという温かい言葉を頂戴いたしました。

私どもが要望した中で、事業化に向けて実際に検討が始まっているものがございます。これからの復旧、復興につきましては、もちろん県も頑張りますし、地元自治体、生産者の方々、生産者団体が一丸となって取り組む必要がございますが、財源的な面では国の支援をいただきたいと考えております。その御理解をいただいたと思っておりますので、今後も御意見を頂戴して、復旧、復興ができますように、全力で頑張っていきたいと思っております。

○五日市王委員 スピーディーな対応をしていただいたことに感謝申し上げます。

ブロイラーですが、今回の被害は6万羽強、被害額が3,000万円強となっているわけですが、今回は水が流入して溺死となると思うのですが、支援策はあるのか。また、ブロイラー業界には共済制度があるのかといったことも含めてお知らせいただきたい。

○菊池畜産課総括課長 ブロイラー農場は、県内5農場で被害を受けております。溺死ということで、山から水が一気にあふれ出たという状況でございます。

一つは国の収入保険という制度がございますが、残念ながら被害に遭われた農場は、加入していないということがございます。また、民間の保険があり、任意で加入するものですが、その保険に入っていた農場もございます。そういうことで、全てではないのだけ

れども、加入していた農場につきましては支援をいただけることになっております。

○**五日市王委員** 養豚などほかの分野は、国、県、市町村からいろいろな支援制度がありますが、そういったものは特にないということですか。

○**菊池畜産課総括課長** 今回のブロイラーの溺死につきましては、先ほど申し上げたように、収入保険制度のみでございます。

○**五日市王委員** 例えば県から国に対して支援の要望をしているといったことは今のところはないのですか。あるいはブロイラー業界から県に対して要望的なものは何か出ているのですか。

○**菊池畜産課総括課長** 岩手県チキン協同組合がありまして、いろいろお話を伺っておりますが、農場ごとに民間の保険制度があるので、まずはそちらで対応するという事になっております。

県としましては、今回の災害もありましたし、農場と意見交換する場もありますので、いろいろお話を伺いながら、研究してまいりたいと思っております。

○**五日市王委員** いずれ全国でも第3位のブロイラーの生産地でありますから、こういったことに対する支援策は、鹿児島県や宮崎県を参考にさせていただいて、今後研究していただければという思いで質問いたしました。

○**吉田敬子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**吉田敬子委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**吉田敬子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**吉田敬子委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。